

2006年3月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

児童福祉、母子福祉、寡婦福祉及び父子福祉に係る相談に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年3月9日付けで諮問（第183号）された児童福祉、母子福祉、寡婦福祉及び父子福祉に係る相談に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）の災害

共済給付制度は、学校、幼稚園及び保育所（以下「保育所」という。）の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、保育所の設置者が児童生徒の保護者等の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により、医療費・障害・死亡見舞金の給付を行っている。センターでは、平成17年4月から事務の省力化、効率化により保護者に給付するまでの迅速化を図るため災害共済給付オンライン請求システムが導入されている。

現在保育所では、事故予防に取り組んでおり、子どもの発達、保護者の権利意識の変化などから災害発生時の適切な対応や迅速な災害共済給付の必要性があり、平成18年4月からこのシステムによる請求に切り換えたいと考え、諮問に至ったものである。

(2) 本人以外のものからの収集について

ア 収集の目的

被災園児が藤沢市内の保育所に転入园した場合、「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第28条」により、転園する直前にいた保育所からセンターの災害共済給付の加入状況と災害報告書の申し送りを受理し、請求を継続する必要があるため収集するものである。

イ 収集する個人情報

(ア) センターの災害共済給付の加入状況

(イ) 災害報告書 別記様式第7 別紙1(2)の次の情報

- ・ 被災幼児等氏名、年齢、生年月日及び性別
- ・ 保護者等（受給者）氏名
- ・ 災害発生場所に係る情報
- ・ 災害発生の場合における情報
- ・ 災害発生の日時
- ・ 災害発生の状況に係る情報
- ・ 応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して保育所がとった措置状況に係る情報
- ・ その他参考となる事項に係る情報

(3) 本人以外のものから収集する理由

災害共済給付の請求については、保育所で作成する災害報告書、医療機関等が作成する医療の状況等が必要になり、保護者等の同意のもとに請求している。

他市から藤沢市内の保育所に転入园した児童が被災しており治療を継続する場合、直前に在籍していた保育所からセンターの災害共済給付の加入状況と災害報告書の情報が必要であるが、本市の保育所への入所手続きが終了していないために保護者等の同意を得る前に、直前に在籍した保育所からそれらの情報

が申し送りされてくることが予測される。本人から収集できないことにより、災害共済給付の請求をする上で、支障が生じるおそれがあるため、本人以外のものからの収集が必要である。

(4) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

園児・保護者の個人情報を収集することについては、基本的には本人、保護者から直接収集するものだが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条により、災害共済給付の給付金の支払い請求は設置者が申請することとなっている。

被災園児が他市から藤沢市内の保育所に転入園する場合、入園手続きが終了する前に、直前に在籍していた保育所からセンターの災害共済給付の加入状況と災害報告書の情報が申し送りされてくることが予測される。この場合入園手続きが終了していないため、災害共済給付の加入状況等に係る書類を本人以外から収集することについて事前に保護者等の同意書をとることは不可能であるほか、センターに災害共済給付請求をするためには、直前に在籍した保育所との情報連携が事務執行の効率上合理的であり、直前に在籍した保育所からの情報収集は災害共済給付が目的で、通知しないことが本人の不利益となるものではないことから、本人通知を省略するものである。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性と効果

現在の請求・給付については、保育所が作成した「災害報告書」等と医療機関等が作成した「医療等の状況」等を見童福祉課で収集し、確認した後にまとめたものをセンターへ郵便で送付している。センターでは送られた帳票の内容を点検してからパソコンで入力をし、災害の状況等を審査した後に医療費の支払いを行うので、災害共済給付金が保護者の手元に届くまで2ヶ月近くかかっている。また請求書類に訂正等がある場合、センターから児童福祉課に送付され、さらに保育園に送付することになり時間がかかっている。オンラインシステムを使用した場合は児童福祉課の送付の手間とセンターの入力の手間が省略され、支払い事務の効率化が図られる。そこで保護者に給付するまでの迅速化を図るためには、コンピュータ処理を行う必要がある。また毎年度事故予防への取り組みを各園で実施している中で、統計情報を活用し事故予防を検討していくことができる。

イ コンピュータ処理する個人情報

別紙1のとおり

ウ 導入する業務システム

災害共済給付オンライン請求システムは、災害共済給付事業の事務の省略化、効率化により保護者に給付するまでの迅速化を推進するため、インター

ネットを利用したオンライン請求システムを導入している。保育所が作成した「災害報告書」等と医療機関等が作成した「医療等の状況」等をパソコンを使って入力すると、センターへ送付することや印刷することができ、さらに今まで手書きで作成していた「医療費支払請求書」がパソコンを使って簡単に作成でき、「災害報告書」等と同じようにセンターへの送付や印刷も可能である。

また請求した災害共済給付のセンターの事務処理状況に関する進捗情報を得ることができ、統計データを活用することもできる。

(6) 安全対策について

ア 電算処理面

(ア) 設置者

- ・ 作成したデータをセンター独自のサーバーに一時保存又は保存した状態では確認又は修正をすることができるが、確認・修正期間は30日と限定されており、当該期間が過ぎると画面を呼び出し、修正することは出来ない。
- ・ 設置者及びセンターが入力する画面は、画面ごとに20分を経過すると動作が停止し、再度ログインするシステムとなっている。
- ・ センターに送信した後は、市のパソコン上入力データが残ることはない。また、自己の作成したデータを画面に呼び出すことが出来ないシステムになっている。
- ・ データ入力は、認証局（日本ベリサイン社）の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー；暗号化通信）方式で行う。
- ・ 設置者のパスワードは、6ヶ月ごとに更新する。
- ・ ユーザーIDはセンターから設置者が1つ受け取り、それにより操作権限のチェックを行う。
- ・ 設置者はインターネットによるシステムへの接続を行い、センターはプライベートネットワークによるシステムへの接続を行う。

(イ) センター

- ・ センターにおいては、ファイヤーウォールの設置、ウイルス感染防止対策、パスワード、IDによる取扱権限の制限、アクセスログ管理による作業管理、個人情報管理に関する職員教育、指紋認証によるパソコン管理等のセキュリティーを施している。
- ・ データ入力は、認証局（日本ベリサイン社）の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー；暗号化通信）方式で行う。
- ・ センターシステムは、厳重なウイルスチェック等のセキュリティー措置を講じている。

イ 運用面

(ア) 設置者

操作者については、ユーザーID、パスワードを設定し、災害共済給付業務担当職員のみ限定するとともに、災害共済給付業務個人情報取扱要領を作成し、厳格に対応する。

情報管理責任者：児童福祉課長

(イ) センター

情報取扱上の保護対策

- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、電子計算機処理データ保護管理規程を遵守している。
- ・ 個人情報保護についての職員研修を実施している。
- ・ 守秘義務の徹底を図っている。
- ・ 打ち出したデータの書類は、施錠式の保管庫に保管している。
- ・ 不要帳票は裁断している。
- ・ 情報管理責任者：健康安全部長
- ・ 情報保管方法 入力画面の印刷した情報を施錠式保管庫に保管している。

(7) 実施時期について

2006年4月1日実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(4)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

実施機関の説明によると、日本スポーツ振興センター災害共済給付金については保護者等の同意のもとに請求をしているが、他市から藤沢市内の保育所に転入園した児童が被災しており治療を継続する場合は、直前に在籍していた保育所からセンターの災害共済給付の加入状況と災害報告書の情報が必要であるが、本市の保育所への入所手続きが終了していないために保護者等の同意を得る前に、直前に在籍した保育所からそれらの情報が申し送りされてくることが予測され、本人から収集できないことにより災害共済給付の請求をする上で、支障が生じるおそれがあるということから、本人以外のものから収集する必要があると認められる。

(2) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

災害共済給付金の請求については、保護者等の同意のもとに個人情報を収集し、設置者が請求を行っているが、他市から被災園児が藤沢市内の保育所に転入園する場合に本市の保育所への入所手続きが終了する前に、直前に在籍していた保育所からセンターの災害共済給付の加入状況と災害報告書が申し送りされることが

予測され、その場合には事前に同意書をとることは不可能であること、センターに災害共済給付申請するためには、直前に在籍した保育所との情報連携が必要かつ不可欠であり、直前に在籍していた保育所からの情報収集は災害共済給付が目的であり、本人の不利益となるものでないことから、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理をする必要性について

災害共済給付オンラインシステムを使用した場合は、児童福祉課が災害共済給付金の請求に係る書類を送付する手間とセンターが入力する手間を省略でき、支払事務の効率化と保護者等に給付するまでの迅速が図れること、統計処理等の事務も効率化されることから、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(4) 安全対策について

本業務の処理に当たって、保育所の設置者及びセンターは、データの入力にはSSL方式で行うこと、ファイヤーウォールを設置すること、操作者を限定するなどして厳重なセキュリティ対策を講じるとともに、「藤沢市個人情報保護に関する条例」、「災害共済給付業務個人情報取扱要領」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「電子計算機処理データ保護管理規程」などを遵守して処理することから、安全対策上の保護措置が施されていると認められる。

以 上

別紙1 コンピュータ処理する個人情報

- 1 災害報告書（別記様式第7 別紙1（2））の次の情報
 - ・ 被災幼児等氏名、年齢、生年月日及び性別
 - ・ 保護者等（受給者）氏名
 - ・ 災害発生の場合に係る情報
 - ・ 災害発生の場合に係る情報
 - ・ 災害発生の日時
 - ・ 災害発生の場合に係る情報
 - ・ 応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して保育所のとった措置状況に係る情報
 - ・ その他参考となる事項に係る情報
- 2 災害継続報告書（別記様式第7 別紙2）の次の情報
 - ・ 被災児童生徒等の氏名、生年月日、年齢及び性別
 - ・ 保護者等（受給者）氏名
 - ・ 災害発生日時
- 3 医療等の状況（別記様式第7 別紙3（1））の次の情報
 - ・ 被災児童生徒等の氏名、生年月日及び性別
 - ・ 傷病名
 - ・ 診療開始日に係る情報
 - ・ 診療実日数
 - ・ 転帰に係る情報
 - ・ 診療報酬請求点数に係る情報
- 4 医療等の状況（別記様式第7 別紙3（2）（ア） 入院分（自由診療））の次の情報
 - ・ 区分に係る情報
 - ・ 被災児童生徒等氏名、性別及び生年月日
 - ・ 傷病名
 - ・ 初診、指導、在宅に係る情報
 - ・ 診療開始日、診療実日数、転帰に係る情報
 - ・ 指導、在宅に係る情報
 - ・ 投薬、注射、処置、手術・麻酔に係る情報
 - ・ 検査、画像診断、その他に係る情報
 - ・ 入院に係る情報
 - ・ 合計点数に係る情報
- 5 医療等の状況（別記様式第7 別紙3（2）（イ） 入院外分（自由診療））の次の情報

- ・ 被災児童生徒等氏名、性別及び生年月日
- ・ 傷病名
- ・ 診療開始日、診療実日数、転帰に係る情報
- ・ 初診、再診に係る情報
- ・ 指導、在宅に係る情報
- ・ 投薬、注射、処置、手術・麻酔に係る情報
- ・ 検査、画像診断、その他に係る情報
- ・ 合計点数に係る情報

6 医療等の状況（別記様式第7 別紙3（2）（ウ） 歯科分（自由診療））

の次の情報

- ・ 被災児童生徒等氏名、性別及び生年月日
- ・ 傷病名
- ・ 診療開始日、診療実日数、転帰に係る情報
- ・ 初診、再診、投薬・注射に係る情報
- ・ X線検査に係る情報
- ・ 処置・手術に係る情報
- ・ 麻酔に係る情報
- ・ 歯冠修復及び欠損補綴に係る情報
- ・ その他・摘要に係る情報
- ・ 合計点数に係る情報

7 医療等の状況（別記様式第7 別紙3（3） 柔道整復師）の次の情報

- ・ 被災児童生徒等氏名、性別および生年月日
- ・ 負傷名
- ・ 転帰に係る情報
- ・ 施術開始の年月日、施術終了の年月日、施術実日数
- ・ 施術の種類、回数、
- ・ 1回の料金、加算料金、施術料金に係る情報
- ・ 施術を行った期間
- ・ 合計金額に係る情報
- ・ 備考に係る情報

8 訪問看護明細書（別記様式第7 別紙3（4））の次の情報

- ・ 被災児童生徒等氏名、性別、生年月日
- ・ 主たる傷病名
- ・ 指示年月日、訪問開始年月日、実日数
- ・ 訪問終了の状況に係る情報
- ・ 基本療養費に係る情報

- ・ 管理療養費に係る情報
 - ・ 情報提供療養費に係る情報
 - ・ ターミナルケア療養費に係る情報
 - ・ 合計金額に係る情報
- 9 治療用具・生血明細書（別記様式第7 別紙3（5））の次の情報
- ・ 被災児童生徒等氏名、性別及び生年月日
 - ・ 医療機関の証明に係る情報
 - ・ 装具装着の場合に係る情報
 - ・ 生血使用の場合に係る情報
 - ・ 装具装着又は生血に要した費用
 - ・ 保護者等の住所及び氏名
- 10 調剤報酬明細書（別記様式第7 別紙3（6））の次の情報
- ・ 被災児童生徒等の氏名、性別及び生年月日
 - ・ 受付回数に係る情報
 - ・ 処方月日
 - ・ 調剤月日
 - ・ 処方に係る情報
 - ・ 調剤数量に係る情報
 - ・ 調剤報酬点数に係る情報
 - ・ 摘要に係る情報
 - ・ 合計点数、調剤基本料、時間外等加算、指導料に係る情報
- 11 障害報告書（別記様式第8 別紙）の次の情報
- ・ 被災児童生徒等の氏名、学年及び性別
 - ・ 保護者等（受給者）氏名
 - ・ 障害の原因となった負傷、疾病の発生日時及び当初の傷病名
 - ・ 初診、療養期間
 - ・ 傷病名及び傷病の部位に係る情報
 - ・ 傷病の治ゆ又は症状固定日に係る情報
 - ・ 障害状況の詳細に係る情報
- 12 死亡報告書（別記様式第9 別紙）の次の情報
- ・ 被災児童生徒等の氏名、学年及び性別
 - ・ 保護者等（受給者）氏名
 - ・ 死亡の原因となった負傷、疾病の発生日時及び当初の傷病名
 - ・ 死亡年月日
 - ・ 死亡した場所
 - ・ 傷病名及び傷病から死亡までの経過に係る情報

